



2023年6月30日

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

株式会社 UKnet

◇ 〒114-0013 東京都北区東田端1丁目13番10号 ツインビル田端A棟

派遣労働者の数	5人
派遣先の数	5社
マージン率	38.2%
マージン率内訳	社会保険料、有給休暇利用、会社運営費、営業利益、採用費他
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修、SE研修、マネジメント研修
	個人情報保護教育、セキュリティ教育、採用費他
派遣料金の1人あたりの平均額	35,492円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金の平均額	21,928円(1日8時間当たり換算)
福利厚生	各種保険、スポーツクラブ他

○ 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定の締結について

労使協定の締結	締結している
協定労働者の範囲	情報処理・通信技術者
協定書の有効期間終期	2024年3月31日